

# 時事新報

第千三百四號  
明治十九年六月十七日 (水曜日)  
明治十九年五月十六日 (戌申日)  
西曆一千八百八十八年

### 時事新報定額

一、本報三個月... 二、本報六個月... 三、本報一年... 四、本報半年... 五、本報三個月... 六、本報一個月... 七、本報半年... 八、本報三個月... 九、本報一個月... 十、本報半年... 十一、本報三個月... 十二、本報一個月...

## 時事新報

### 農利を高燥の地求めむべし

農に就て爲す人あり日本は世界中にて耕作の最も行はるる國なれば尙も利と收むべき地は悉く開て餘裕を存せず如何にも表面は其普通にして山の隈、溪の涯、地の卑濕にして水利に便あるは成もあきば猶大の地と云へども尙之と耕さざるは無く東西南北全國到處に本田あり地あると見ず實に往屆きたるが如くなれども之と同時に高燥の地に到り見る時は雖もこれを拓く者無く廣袤幾十里の沃野と放棄して利を収むること知らず而して斯る沃野の合間々々を補綴する狭少の卑濕地とば無根強くも探り出してこれを稻田と爲す其勢を極めて其利の僅少あるべきは勿論あるよし少しもこれを顧みず日本國中比々皆然るが如く試に第四統計表に據りてその事例と掲げん

町	百分に付
一〇〇	一〇〇
二〇〇	二〇〇
三〇〇	三〇〇
四〇〇	四〇〇
五〇〇	五〇〇
六〇〇	六〇〇
七〇〇	七〇〇
八〇〇	八〇〇
九〇〇	九〇〇
一〇〇〇	一〇〇〇

此一事をのち専業と爲さしむるは大に宜しからず今後... 是等は農民の思附たる所にては第一に桑を植へ... 同時に養蠶業を興へん... 利益多き次第は我輩嘗て紙上にこれと詳論せざることあり... 益の多きは無論の事として深く説くも及ばざるなり或は地味風土に依りては茶を栽培す大に之を海外の市場に輸出するも妙なるべきあり第二には牧畜の業なり... 全体牧業と穀物耕作の二つは其縁最も親近なるものにして農夫なれば牛羊の飼養に利便多く、牛羊を飼養すれば肥料の供給充分にして地味豊饒の助けを爲り又は耕種運輸の業も容易とあり其利益は著るは西洋諸國の農夫大抵牧畜を兼業とするの事例に照しては明白ならん... 其も尙ほ其農事も亦充分に發達し人口過剰、獨に餘地を百人に付三十頭にも上ると云へり其他歐洲大陸の邦國に至りては其比例少くも三四十頭、多きは六十頭以上に及びり然るに日本國の牧牛數は各種を併せ僅かに一百万頭なりこれを三千七百萬の國民に割れば百人一人の牛數三頭に上らず國の商業の稱とすべきものかく緩かに農業を以て稱せらるる國にして牧畜業の振興に此れ如くといふに至りては亦法外といふは外無かり第三日本の全面積三分の二は荒れ地山林に屬するはもと古來より山林事業を忽ちしるが爲め其利益少しも擧らずたゞ之を以て薪炭を作り又木材を伐り出すに用ひ供したるものとされども抑も歐洲諸邦は於ては夙より此業を改良して其利益も尠からず其官有と私有たるに論かく一町歩に付年々幾圓の純利あると其常あるは日本に於ては官有山林は申すも及ばず私有の山林なりとて少しもその益を収むるを勉めず惜むべきに至りならず蓋し日本人の山林とは薪炭木材の供給を爲す許りの者ありと誤解し居たるものとあらんとしへども此等の外、他に有益なる産物の收穫決して尠少にあらざるあり例へば漆を採るとか樟腦を製るとか其他日常の需用品にして供給を山林に仰ぐもの極めて多かるる所産獨り内國の消費に止まらず海外に輸出して賣口の宜しきもの一々數へ難し要するに是等は農民の農事の一部分として兼業するに甚だ利あるものなり尙此外にも高燥の地と利用せんとあらば小桑を作り葡萄を植る等孰れも今の農民がこれを爲すに有益なるもの甚だ多し要するに今の如く米一物の外に眼を注がずして汲々稻田に従事する許りにては國民の最大多數者たる此農民の致富を致す事は極えて難うらんと思はる我輩は日本全國の農民に米耕作専業の不利を告げ示し西洋諸邦の如くに今より兼業の法を採り起ては米耕作を廢するまでの覺悟あらんものと望

### 大藏省令第二十二號

本年六月十二日勅令第四十七號海軍公債證書條例... 第一條 發行スヘキ證書ノ種類ハ大藏省ノ都合ヲ以テ交付スルモノトス... 第二條 證書ノ發行價格ハ額面金ノ本年七月十日マテハ其引受クヘキ證書ノ金高及ヒ價格并ニ其住所姓名ヲ記シ日本銀行本支店又ハ代理店へ申込ムヘシ但代理店ノ名稱及ヒ場所ハ日本銀行ヨリ廣告セムヘシ... 第三條 證書ノ引受ノモノハ證書額面金高百圓ニ付金十圓宛保證金トシ其申込ムヘキ銀行店へ拂込ムヘシ... 第四條 日本銀行本支店又ハ代理店ハ於テハ前條保證金ノ拂込アルトキハ領收證書ヲ交付スヘシ但此證書ハ賣買スルヲ得ス... 第五條 大藏省ハ於テ本年八月十日マテハ各申込人へ渡スヘキ證書ノ高ヲ定メ日本銀行ヨリ通知セムルニ付其引受高ニ對シテ金額ノ内保證金ヲ引去リタテ餘額金ノ第一回ハ九月十五日ヨリ三十日マテ第二回ハ十一月十五日ヨリ三十日マテ半額宛拂込ムヘシ... 第六條 日本銀行本支店又ハ代理店ハ於テハ前條ノ拂込アルトキハ假證書ヲ作り保證金受取證書及ヒ現金ト引換ヘシ之ヲ渡スヘシ但假證書ハ官府及ヒ日本銀行ハ抵當ニ差入ル、チ得ヘシト雖も各自ニ賣買スルヲ得ス... 第七條 本證書ハ追テ日本銀行ヨリ假證書ト引換ヘ各引受申込人へ交付セシムルモノトス... 第八條 第六條ノ拂込金チ期日マテニ其中込店へ出金セサルトキハ第四條ノ保證金及ヒ第一回拂込金ハ當人ノ損失ニ歸セシメテ返付セザルモノトス... 第九條 保證金受取證書又ハ假證書チ失シタルトキハ其證書ノ番號及ヒ所持人ノ住所姓名等ヲ記シ其中込店へ速ニ報告スヘシ... 第十條 前條ノ場合ニ於テハ日本銀行本支店又ハ代理店ハ於テ本人ニ就キ保證金受取證書又ハ假證書チ失シタル事ヲ證明セシメ且二人以上ノ證明アル證書ヲ以テ其事由ヲ保證セシメテ代リ證書ヲ渡シ舊證書ハ無効ノ旨新聞紙等ニテ廣告スヘシ... 第十一條 保證金及ヒ拂込高ニ對シテ利子ハ一箇年百分五ノ割合ヲ以テ其拂込ノ日ヨリ從ヒ客月十五日以前以後ナレバ其翌月分ヨリ拂込スヘシ... 第十二條 條例第六條ニ據リ超過額減却ニ付差戻スヘキ保證金ニハ利子ヲ附セサルモノトス... 第十三條 保證金及ヒ拂込金ハ利子本證書交付ノ節拂渡スモノトス

### 虎列刺

地名	新死者	舊死者
兵庫縣	六月十三日 三十八人	二十八人
愛媛縣	同 五十九人	三十七人
大坂府	六月十四日 七十九人	七十三人
京都府	同 二十三人	十八人
兵庫縣	同 三十七人	三十八人
廣島縣	同 三十八人	十八人
和歌山縣	同 三十八人	十八人

### 伊勢の神慶會

伊勢山田の有志者が同地大公園を開き神慶の慶會を永世に保存せんと計畫中のよしは衆に聞及びたる所あるが其方法ハ同地方有志の人々が主任となりて神慶會といふ組織しるの保存元資を五十萬圓位と定め今の内宮は宇治橋以東の市街を撤去し

### 今日の日

今日の日... 寄

### 寄

寄... 寄

### 劇場の時計

劇場の時計... 寄

### 官私立學校

官私立學校... 寄

### 石橋御政正無之

石橋御政正無之... 寄

SAFETY